

平成26年第3回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年7月29日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	7月29日 午前10時30分		
	閉 会	7月29日 午前11時45分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	島 袋 輝 也		

平成26年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成26年7月29日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第25号	平成26年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	説明・質疑 討論・採決 報 告
4	報告第7号	今帰仁村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について	

○ 議長 久田浩也君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成26年第3回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時30分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 與那嶺好和議員及び9番 山城 太議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第25号 平成26年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第25号

平成26年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年7月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,412万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年7月29日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		13,182	809	13,991
	2 財産売払収入	4	809	813
19 繰入金		177,352	7,697	185,049
	1 繰入金	177,352	7,697	185,049
歳入合計		5,245,623	8,506	5,254,129

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		824,120	810	824,930
	1 総務管理費	686,409	810	687,219
3 民生費		1,482,557	4,070	1,486,627
	1 社会福祉費	993,147	3,758	996,905
	2 児童福祉費	489,410	312	489,722
6 農林水産業費		515,799	59	515,858
	1 農業費	487,099	59	487,158
7 商工費		171,800	54	171,854
	1 商工費	171,800	54	171,854
8 土木費		459,791	850	460,641
	2 道路橋梁費	371,163	300	371,463
	5 住宅費	8,220	550	8,770
10 教育費		697,387	1,040	698,427
	5 社会教育費	239,150	90	239,240
	6 保健体育費	236,778	950	237,728
11 災害復旧費		3	1,623	1,626
	2 土木施設災害復旧費	1	1,623	1,624
歳出合計		5,245,623	8,506	5,254,129

次ページ、第1表をお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入、17款財産収入、2項財産売払収入、補正額80万9,000円。続きまして、19款繰入金、1項繰入金769万7,000円の補正増でございます。歳入の

補正合計は850万6,000円となります。

2ページお願いします。第1表(歳出)2款総務費、1項総務管理費81万円の増でございます。3款民生費、1項社会福祉費375万8,000円の増。2項児童福祉費31万2,000円の増で、民生費合計いたしまして407万円の補正増でございます。続きまして6款農林水産業費、1項農業費5万9,000円の増でございます。7款商工費、1項商工費5万4,000円の増でございます。8款土木費2項道路橋梁費30万円、5項住宅費55万円、合わせて85万円の増でございます。10款教育費、5項社会教育費9万円の増、6項保健体育費95万円の増で、合わせて104万円の増でございます。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費162万3,000円の増でございます。

続きまして、総括は飛ばしまして…。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時37分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 すみません。歳出の補正合計額、説明漏れてございますので、説明いたします。850万6,000円の補正額の増でございます。

続きまして、歳入の目の説明をいたします。歳入6ページお願いします。歳入17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地等売払収入で80万9,000円。古宇利原水路の払い下げ、不用水路の払い下げでございます。

続きまして、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節の繰入金、769万7,000円は、財政調整基金の繰入金でございます。

8ページお願いします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、25節積立金81万円の積み立てでございます。これは古宇利の不用水路の売り払いによるものです。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費25万円の補正、コミセンの修理費でございます。続きまして4目身体障害者福祉費。これ8節の報償費21万7,000円、9節の旅費1万円、12節の役務費4万1,000円、13節委託料が324万円となっております。これは第4期障害福祉計画策定委託業務でございます。

10ページお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、8節の報償費29万2,000円。9節の旅費2万円となっております。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、13節委託料が32万4,000円、14節の使用料及び賃借料がマイナスの32万4,000円ということで、14節から13節への組み替えでございます。2目の農業総務費、11節需用費5万9,000円の増。9目村づくり交付金、15節の工事請負費360万円の減額で、22節補償、補填及び賠償金が360万円の増、これも15節から22節への組み替えでございます。

次ページお願いします。7款商工費、1項商工費、2目観光振興費、11節需用費が5万4,000円の修繕費で、闘牛場のトイレの修繕でございます。

続きまして8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節使用料及び賃借料が30万円、これは道路維持補修等重機使用料が30万円かかっております。これは台風8号による応急措置でございます。

続きまして、8款土木費の5項住宅費、1目住宅管理費、11節の需用費で55万円の村営住宅の修繕費でございます。これも台風による雨漏りとかの対策でございます。

続きまして、10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、18節備品購入費9万円の増、これは平郎門のもぎり小屋の冷房機器の設置でございます。

続きまして、16ページお願いします。同じく10款教育費6項保健体育費、2目学校給食費でございます。18節の備品購入費95万円、これは業務用冷凍機、給食センターの冷凍機の購入です。

続きまして、11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、15節の工事請負費162万3,000円となっております、志慶真川の災害復旧工事で、呉我山古呉我線の災害復旧工事となっております。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳出9ページ、3款民生費、1項社会福祉費ですね。1目社会福祉総務費、11節需用費、修繕費コミセン修繕費、説明を求めます。

それと4目身体障害者福祉費の13節委託料324万円ですね。第4期障害福祉計画策定委託業務、どこに委託をしたのか。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の修繕費の件でございますが、コミセン修繕費の25万円につきましては、去った台風8号の影響により、コミセンの天井部分ピロティの屋根の亚克力板の破損があったためであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時46分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、引き続きお答えいたします。

社会福祉費の4目身体障害者福祉費、その中の13節委託料につきましては、第4期障害福祉計画の策定業務でございまして、委託先につきましては、予算の確保次第、委託先の入札手続を行うというところがあります。この策定業務につきましては、障害者総合支援法に基づきまして、市町村がその福祉計画を定めなければならないということで、3年ごとにつきまして、見直しを含めて計画を定めるものでございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 平成26年第3回今帰仁村議会臨時会の議案第25号、一般会計第2回補正予算の歳入歳出について、質疑を行います。

歳入の6ページ、不動産売払収入の80万9,000円。これは同じ歳出にもあります。この両方の詳細の説明を求めます。

これは次のページ、8ページにもありますね。これは両方一緒ですので。8ページは、財産管理費の同

じ80万9,550円となっております。その中には積立金となっておりますので、その積立金のこれまでの総計と、今後の計画等について、説明を求めます。

それから次の歳出9ページ、4目身体障害者福祉費、8節報償費、今回は障害者福祉計画策定委員の学識経験者、委員長、委員の8名の内訳が出ておりますが、どのような委員長、学識経験者はどういう学歴、今は職歴とか、そういった内容について、氏名ではなくて詳細の説明を求めます。

同じく10ページにもありますが、1目児童福祉総務費の子ども・子育て会議委員というのが、学識経験者と委員で8名ですね。同じだと思いますが、この説明を求めます。

歳出14ページ、8款土木費、1目住宅管理費、住宅管理費の修繕費に、住宅修理費に55万円となっております。この詳細の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

歳入の6ページ、17款2項1目1節の土地等売却収入で、古宇利原水路払下について、80万9,550円の予算を収入として計上しています。これについては、古宇利原のこの314番の地先にある水路なんですけど、この水路については、現在、排水等も流れてなくて、機能していない水路ですが、その314番の個人有地なんですけど、それについてこの地権者から自宅と店舗の建設をするということで、今計画をされておりますが、その隣接する水路について、今水路としては機能していない部分ですが、そこを一体的にこの店舗の駐車場として利用したいということで、この公共用の財産、譲渡申請書が出まして、それについて村のほうで払い下げについて検討した結果、払い下げをする方向で決定をして売り払いをしております。その売り払いする面積ですが46.26平米で、評価額として1万7,500円の平米でこの評価額が出ています。トータルで80万9,550円の予算として歳入の計上をしているところです。

続きまして、14ページ、8款5項1目住宅管理費の11節需用費の住宅修理費55万円の計上ですが、これは台風8号によりまして、団地のほうで雨漏り等が生じまして、今回この団地のベランダとか、アルミサッシ周りのコーキングとかを行う修理になっております。この団地の箇所につきましては、湧川団地、山岳団地、勢理客団地、玉城団地、今帰仁団地、与那嶺団地、以上6カ所のほうで雨漏り等がありまして、今回修理の予算として計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 先ほどの質疑にお答えいたします。

8ページの財産管理費、積立金のほうで、財産購入基金のほうですけども、それを基金の基金条例に基づいて、村有地を売却したときに積み立てるという形で、今回積立を計上しています。それを現在の財産購入基金の現在高ですけども、現在で4,000万円近くあります。今それを計上してプラスした形になります。あと、もう1点。今後の売り払いの計画はということですけども、現在のところはどれをどう売るといふのは、今現在の計画はありません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 先ほど質疑のありました件につきまして、お答えいたします。

9ページの、障害者福祉計画策定委員につきましては、策定委員につきましては、今帰仁村障害計画及

び障害福祉計画の策定委員設置要綱に基づき選任していきたいと考えております。この計画につきましては、障害福祉サービス及び相談支援、地域支援事業の提供確保に関する計画書でありますので、9ページに記載している学識経験者につきましては、その知識を有する者として、障害者関連に精通している大学の教授及び准教授、またそれ以外にも委員には、障害者の福祉に関する事業、団体に従事している者、また行政機関の職員、そして村長が認めるものとして、10人の委員で構成していく予定であります。その方々の報償費として9ページに上げている予算を計上させていただきました。以上です。

続きまして、10ページになります。子ども・子育て会議の委員につきましては、この委員につきましては、今帰仁村子ども・子育て会議規則に基づきまして、今帰仁村の子ども・子育てに関する事業計画、子ども支援に関する計画を定めていく会議となります。委員につきましては、子ども・子育て支援に関し、学識経験を有する者として、同じく大学の教授、もしくは准教授の有識者、それ以外に、子どもの保護者、または子どもの福祉・保育・養育に関する事業に従事している方、あわせて関係行政機関、または村長が必要と認めている方を選任して委員として選任していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時59分)

11番東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行いたいと思います。

まず最初の土地売払収入、これは課長の説明でありましたとおり314番地の46.26平米、1万7,500円と理解しておりますが、土地の公有財産の払い下げ申請、これはよくあることだとは思いますが、この基準がどのようになっているのか。一番、古宇利区が多いのかなと思っておりますが、本島内でもその土地の公有部分が、自分の土地の道路にかかったりということで、申請ができるということで、この場合でも個人からの払い下げというのはできないものと理解しております。自分の家の土地の住宅をつくるための駐車場が足りないからということで、公用地を払い下げとなると、個人で単独でできるのかどうか。それともこの場合、区長を通してやっているのか。あるいはその払い下げ申請の条件といたしますか。その要綱というのがありましたら、説明を求めたいと思います。

障害者計画及び子ども・子育てについては、説明したとおりであると思っておりますが、どちらも費用弁償として、この研修というのがあると思っておりますが、主ににどのような研修を5回、6回でやっているのかですね。そこら辺は、委員会とはまた別に、いわゆる研修は研修であると思っておりますが、研修先、それとそこの中には、この何といたしますか、役場の職員は行っていないのかどうか。この費用弁償は立てていないような気がするんですが、役場の職員も同じように費用弁償があるべきではないかと思っておりますが、その辺についても答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

払い下げ申請の基準というご質疑ですが、これにつきましては、例えば水路とか里道関係で、もうこの隣接する土地に行く里道とかでも、先がそれ通行できないものとか、行き止まりになったり、この周辺の土地のもので利用が限られてくるという場所について、払い下げ申請が出たときに検討していますが、こ

の払い下げ申請するときに、隣接地主の同意と、あとこの字の区長の同意もつけて、申請を行ってもらっています。それから村のほうで公有財産管理運用委員会にそれを払い下げしていいかどうかというものをこの運用委員会のほうで検討してもらって、払い下げを行うということであれば、次の手続的に契約に向けて、手順を進めていきますけれども、この払い下げする場合に、あくまで個人で測量も行って、面積がどれだけの面積かというのも、この払い下げ申請を行う人が負担をして、この作業を行っていくということで、村のほうはそういった書類がそろってきたら、今先ほど話をしました公有財産管理運用委員会で決定してから作業を進めていくという手順になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 先ほどの質疑にお答えいたします。

障害福祉計画の費用弁償の件でございますが、まずそのもの障害福祉計画につきましては、3年ほど前に第3期の計画が策定されたところでございます。実は今回の計画につきましては、その3年後、サービス料の見直し、確保という形の内容になっています。障害福祉サービスだけではなく、相談支援、相談件数、ましては地域生活支援事業、この3年間を経過した後、さらに今後3年間のサービス料を見込んだ計画ということでありますので、前回の計画を検証して、またその利用者に対するニーズの把握をしながら、計画を立てていきますので、他の市町村等、先進地を視察して研修を行う機会はないものと見ておりまして、その費用弁償に組んでおります。費用弁償につきましては、村外からの有識者につきましては費用弁償という形で考えております。

続きまして、子ども・子育て支援計画であります。この支援計画につきましては、次年度から始まる新制度の対応していく計画でございまして、今後5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、または地域の子育て支援に関する事業計画でございまして、この計画につきましては、平成25年度、平成26年1月から保護者を対象とした需要調査の把握につきましては、もう既に済んでおります。現在の利用状況と、利用を希望するニーズ調査を踏まえて、国から示された子どもの教育、保育の給付のための事業の量の確保を計画に見込んでいくということでありまして、これにつきましても先進地と進んでいる地域の視察研修等には計画していない状況であります。したがって、外部の学識経験者の旅費、費用弁償につきましてはの予算の計上にとどめているという状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時06分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 答弁漏れがございました。

つきまして、この計画の会議につきましては、村内で行われますので、村職員の費用弁償につきましては、含まれておりません。計上しておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時07分)

11番東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 再度、古宇利原の件ですが、課長の説明は理解しております。実際には、公有

財産管理運営委員会というのがあるわけです。運用委員会で決めてから、最終的には払い下げを決定すると。例えば図面も全部自分で引く、あるいは測量もとなると、かなり費用もかかりますので、当然払い下げが決定してからだと理解していいわけですね。つまり最初から申請費用もすべて見た上で払い下げを決定するというのであれば、その申請する側も費用負担は大きいですので、それは申請自体は仮にとということで受け取っていいということですか。つまり場所も限定されると思いますけれども、この場所としては、川としても今、機能していない。あるいは道路もこれ以上は伸びないという特殊な場合を想定して、払い下げには同意できると。

質疑した意図は、ほかにも村内にそういう話があると聞いておりますので、どのような場合が該当するのかというところが、とてもわかりにくいわけです。実際には、自分が行きたいところの道路、お家が今あって、その前の村有地に隣接する道路が狭すぎるので、その部分を購入したいという場合にも該当するのかどうかですね。

つまりこの道の場合は、その人の限定にされるわけですが、こういった場合も特殊な場合として、そのケースバイケースにはなるとは思いますが、その判断ができるというその計画審議会というものも具体的にあるのかどうか。

先ほどの質疑の中で、最終的に測量とかの、そういう申請者が負担する金額が出るところは、最終的に決定してから実施すると理解してよろしいですか。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、お答えいたします。

今の払い下げについては、今は水路とか里道とか、実際に機能していない部分について、今払い下げを行うかどうかの検討になります。実際里道でこう奥のほうまでとか、こう隣接地主が利用するような道については、どうしてもこの里道が隣接する方々が利用していきますので、こういった場合については、払い下げというのは、かなり難しい状況があって、実際に里道とかでも行き止まりになって、この周辺もこの地主の土地とか、そういった場合には、払い下げ申請の検討はすることはできると考えています。

この最初に、まず大きな図面とかで、実際にこの里道とか水路がどのように機能しているのかを、村のほうである程度判断をして、そここのところの地図の中で、一たん、公有財産管理運用委員会にかけて、これを払い下げするかどうかというのを、まず決定してから、次の段階でこの払い下げ申請をする方に、そういった話をして、作業を順次、進めていく形になります。だからこの公有財産の管理運営委員会も一度きりではなくて、段階を踏みながらこう作業を進めていくという形になります。実際に払い下げ申請が出て、実際に費用が生じるような形になっていった場合には、払い下げをする方向で、この申請者にも話をして、最終的にこの運用委員会のほうで、最終的に決めて、手続をとっていくという段階を踏んでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時12分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁漏れで、追加で答弁していきたいと思っております。

この測量については、実際、管理運用委員会で決定した段階で、この申請する側に測量とかの負担をやってもらって、実際に測量を入れて面積を確定して、この最終的に運用委員会のほうで、また再度これは払い下げするというので、最終の判断をして手続をとるという段階になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 11ページ、歳出について質疑いたします。

6款農林水産業費、1項農業費の9目村づくり交付金、補正額は0なんですけれども、15節がマイナスの360万円、22節360万円の計上について、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 11ページ、6款1項9目村づくり交付金について、15節の工事請負費の減の360万円と22節補償、補填及び賠償金として360万円、工事請負費のほうが減の360万円ですので、これは組み替えになっております。今西部地区の農排2号工事で、工事としては発注しておりますが、その工事箇所の立木とか、電照菊設備の補償、補填をするものの予算が足りない状況で、今回組み替えで22節のほうに増として計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 説明では、15節の工事請負費が余ったからということでしたけれども、その工事請負費が減になったのは360万円だけですか。もっとほかにもあったんですか。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 15節の工事請負費の減については、当初予算で計上していたものからの減の360万円をやっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時16分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

村づくり交付金については、この1件のみではなくて、何件か工事がある中で、まだ発注とか、これからのものも出てきますので、とりあえずこの22節の補償、補填のもの予算が今、足りない状況にありますので、そのところで組み替えをして、補償、補填のほうで360万円を計上しているものです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時20分)

2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 いろいろ説明を聞いて、ある程度わかったような気もするんですけども、もし工事請負費が減にならなければ、その補償、補填はどこから持ってくるかなんです。やはり事業計画の時点で、もうちょっときめ細かく計画すべきではないかと。大ざっぱでは今後も非常にその今回は工事請負費が減になったので、何とか補てんでくれるんですけども、これできない場合にどうするかということになるんですが、新たな予算を組まないといかんじゃないですか。そういう意味で、事業計画を組むときに

やはり、もうちょっと詳細といいますか。そこら辺まで気をつけて組むべきではないかということであり
ます。提言したいと思っています。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時21分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

事業を行うときに、当初予算についても、ほぼここは補償を生ずるとか、用地でもつぶれ地として出てくるものについては、面積、実際、はっきりした面積については、計上やっつけていけるんですけども、物件の場合については、細かいものまでは、当初予算の中ではなかなかちょっと把握しきれない部分も出てきますので、今後はちょっとそういうのを細かく、もうちょっと補償額が予算的に足りるようなもので計上をやっつけていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時24分)

ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 休憩中にもいろいろと質疑いたしまして、納得はしているんですけども、ただその中でも言いましたように、確かに総事業費の中で納まるのは非常にいいことではあるんですけども、もうちょっと疑いを持たれないような予算の組み方、執行の仕方を気をつけてやっていただけたらということで、今後どういうふうに考えているかを質疑いたします。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

事業については、ほぼ5年とか、6年とか、継続していきますので、その中での執行になっていきますが、年度の当初予算を計上するときに、節ごとの予算についても、ちょっと細かく対応していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほどの歳出11ページの村づくり交付金立木の問題ですけれども、13ページの道路維持費の14節使用料及び賃借料の件について、お伺いします。

13ページは、道路維持補修等重機使用料…。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時27分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほど2番議員からの質疑を聞いたら、立木が多くなったということで、予算を組み替えをしてやったという。私のところは反対なんですよ。最初の方がこれ補償するからということで、リボンもつけて触るなど、こっちにも木も植えると言われて、植えなかったわけです。そして台風で枯れて、次の人が鑑定士がこの木は枯れているからもうだめだというんですよ。やれば、「触るな」

と言ったから鑑定も入れているから、「もう触るなよ」と言って、触らなかったわけです。「枯れた」これ補償できないということなんです。こういう時はどうなりますか。それに土地も1万円で買ったのが、8,000円しか評価がないんですよ。評価額では。こういうときはどうします。今のこれと逆なんです。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時28分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 道路維持費の補修等に関してですけれども、台風の災害のときに、重機を借りてやったと言っていますよね。そのときに、台風のときの夜、見回って、コーラルバイオテックから下に行く道路、木が倒れて、翌日すぐ私は部落全部まわって、向こうは壊れていたものだから、向こうの中ではまた内地の方がいるものですから、日帰り、帰る人もいるし。ということで、翌日すぐ朝6時におきて、自分のタイヤシャボをもってなおしたんですよ。使用料は何もないですよ。こういう件はどうなるんですか。一応、聞きたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時30分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

11ページですね。6款1項9目の22節補償、補填及び賠償金の件についてですが、今は枯れた木についてどうするかということですが、木の補償の場合には移転補償とかのものになりますので、現在、生育している木について、移転をしてもらうというような費用で補償をしているものでありますので、もう枯れて移転しても生育の見込みがないものについては、ちょっと補償としては、かなり厳しいものがあると考えております。

続きまして13ページ、8款2項2目の14節使用料及び賃借料についてですが、今回台風8号のこの日は、かなり風が吹いていて、外に出るのが厳しい状況でありまして、翌日朝、職員が出勤してから、被害調査を含めて、村内を調査した状況にあります。それで先ほど話がありましたコーラルバイオテックのところも電話を受けて、倒木があるという連絡は受けておりました。それで職員のほうにも、倒木の箇所については道が開放できるように、倒木の処理も職員に指示はしていましたけれども、職員が行くころには、確かに木は片付けられていたということで報告を受けている状況でありますので、これについては積極的にこう倒木の処理をされたことに対しては、大変ありがたいことだと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 最初の村づくり交付金の件ですが、最初の鑑定士は、これは補償するからということだったんですよ。それで2回目に来たときは、もう補償するつもりだなと思って、私は何もしなかったんですよ。「触るな」と言われたから。真面目すぎたのか。だけど補償もなし、今リボンつけて置いていますよ、自分のヤードに。

そしてやはりコーラルバイオテックのところは、私は夜中、部落全部まわりましたよ。万が一何かあるかなと思って。これも議員のひとつの務めですから、何かあった場合すぐ、自分が全部まわってやるとい

うことでやっているんですけれども。そのときも夜中、向こうまわったら倒木があって、車が通れなかったんですよ。それで朝6時に行って、すぐ自分でタイヤシャボで片付けて、それからまた各部落全部回って、呉我山も回って、呉我山も浸水があったんです、その時。ちょうど村長に文句があったはずですけども、だからそういう具合にやって、真面目過ぎたために、私は損したわけです。土地も1万円で買って、8,000円でとられて、道はきれいになりましたけれども、だからそういうときは、「じゃあ、どうしますか」と。きれいに台風の後、管理をすれば生きていたのに。生きていたんですよ、途中までは。それも補償されるからということ、もうほったらかしたんですけれども、そうしたらもう次の人が鑑定したときは枯れて、「これ補償できない」ということだったんですけれども。これと丸反対なんです。

だから、いちいちちゃんとぴしゃっとよめば、何本とってわかるんですよ。多くなったというのは、おかしいのではないですか。ちゃんとかかるのはリボンをつけて調査をするんじゃないですか。だから、電柱でも何本あると。テーグ計算ではすまないですよ、これは予算上は。かかる部分はちゃんと計算入れてやるのが常識であって、これを見たら、本当に予算の無駄遣いと同じですよ。ちゃんと木の幹の周りがいくらあって、高さがいくらある。そのような、ちゃんとした調査、最初からしないから、こういう予算の組み替えが出てくる。それに対してどう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

今、木の補償の件ですが、確かに木の生育をしているものについては、先ほど話をしましたように、移転補償という形をとっておりますので、今枯れた木の補償というのは、どうかということですけども、あくまで移転補償ですので、それについての補償額の算定になります。

それと土地の評価についてですが、村の場合事業を行うときには、不動産鑑定士に土地の評価額を算定してもらって、その評価額について、土地の補償をしている状況にありますので、個人の売買事例もこういった評価額を出していくときに考慮はしていきますけれども、実際の個人の売買と単価が合うかという、それはちゃんとはっきりしない部分がありますので、あくまでこの事業としての評価を出して補償している状況にあります。

それと、道路使用料の件ですけども、台風8号の後のちょうど4月9日の早朝に大雨警報が出まして、7時前から集中的にちょっと雨量があった状況で、結構村のほうでも、かなり河川とか排水路あたりがほぼ満水状態のような状況がよくあります。それで役場としても、ちょっと7時過ぎくらいでしたか。そういう状況があったものですから、こういった排水の箇所を優先的にこうして回していた状況がありますので、倒木もその後処理というような状況になっておりましたので、議員のちょうどコーラルバイオテックに行くところも、ずっと処理しながらまわっていった経緯もありますので、先ほど話をしましたように、支障あるほうは片付けてもらったものに対しては、非常に個人の負担ではありますけれども、お礼を言いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時38分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 すみません。

先ほど大雨警報という発言をしましたが、「大雨特別警報」が発令されておりました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 僕が言いたいのは、枯れ木とかあれば、話のネタであって、いわばつくる道路に対して補償する木をちゃんと何本かというのを確かめなさいとか。こういう問題ですよ。電柱も40本ぐらいいただろうと、それが多かった。そして木も多かった。増えたかもしれないでしょう。そういう問題があるから、ちゃんと交渉する人は、これ何本と決めてきれいにやらないと、こういう組み替えが出てくると。予算上に。これはやりなさいと言っているんですよ僕は。自分がやったのは、もうあれですよ。ただ話のネタであって、問題ではないですよ。

それで立木も、木も植えたやつ、向こうに押して、下のちょうどこのコーラルバイオテックから、ちょっと坂があるんです。向こうに土砂崩れもやって、もうタイヤシャボもいっぱいなんです。マフラーに水が入ればアウトですから、このぐらいやって、それから部落まわって、そして交番のところ浸水やっているということで聞いたんですけども、その浸水、交番のところ浸水するのはですね。1カ所のところで狭くなっているんです、川が。金良電気のところ、川が狭くなって。ちょっと大雨が降れば、すぐうちは冠水するんですよ。こういうところもやはり気をつけて将来的には災害等見直して、つくり直すとか。これしないと。恐らくいつまでもこっちは冠水しますよ。

だから補償をするときは、ちゃんとこの元に戻りますけれども、木の立ち木補償、それちゃんとかかる部分だけは調査をしてやらないと、侵害が起きるんですよ。どうですか。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

今、候補地の発注前に、立ち木の補償とか、そういうもの実際に幹周りとか、高さとか、そういうのを調査をして、補償額を算定している状況にありますので、今後ともこの調査については、きちんと対応をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 立ち木の問題をなぜ言うかということ、沖縄中トックリヤシが道路沿いにかかるところがあるんですよ。写真見たら、このそっくりなものが、道路にかかる場所に必ずあるんですよ。鉢に植えて土をかぶせばわからないですけども。こういうこともあるからちゃんと調べてやらないと問題は起きますよということ。

だから道路をつくるときは、前もってちゃんと測って、びしゃっとしないという問題が起こりますから。これ今後、やるかやらないかですね。答弁を求めて終わります。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

今言われる、立ち木の補償については、現場で実際に植栽されているものについても確認しながら、先ほどいった補償を出すときに、きちんとこの木の名称とか、幹周りとか、そういうのも調査が必要ですよ

で、こういう調査をしながら事業を進めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 平成26年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 平成26年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 久田浩也君 日程第4. 「報告第7号 今帰仁村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第7号

今帰仁村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第6項の規定により、今帰仁村新型インフルエンザ等対策行動計画を議会へ提出し報告します。

平成26年7月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

行動計画は議案書に添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時45分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 與那嶺 好 和

署名議員 山 城 太